

宮崎県総合評価落札方式入札システムデジタル化業務

企画提案競技実施要領

令和3年5月

宮崎県県土整備部技術企画課

1 趣旨

本要領は、本県の入札方式の一つである「条件付一般競争入札（総合評価落札方式）」について、確認書データベースシステムと電子申請システムを構築する業務を委託する事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 企画提案及び契約の手順

一定の資格条件に該当する事業者から、公募により本委託業務に関する企画提案を受け、県において内容の審査を行った上、総合的に最も優れた内容であると認めた提案を行った者と随意契約を締結する。

3 業務の概要

(1) 業務名

宮崎県総合評価落札方式入札システムデジタル化業務

(2) 業務内容

別紙「宮崎県総合評価落札方式入札システムデジタル化業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から令和4年3月31日（木）まで

(4) 予算上限額 29,000,000 円（消費税及び地方消費税含む）

※この金額は契約予定価格を示すものではない。

※支払方法は委託業務完了後の精算払いを予定している。

4 事務を担当する部局

宮崎県県土整備部技術企画課入札・技術評価担当

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号（宮崎県防災庁舎9階）

電話：0985-26-7179 FAX：0985-26-7313

電子メール：gijutsukikaku@pref.miyazaki.lg.jp

5 仕様書等の配布場所及び配布期間

(1) 配布資料

ア 仕様書 イ 審査基準表 ウ 応募様式集 エ 契約書案

(2) 配布場所 本要領4の場所

(3) 配布期間 令和3年5月28日（金）から令和3年6月18日（金）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

※配布資料については、上記期間中宮崎県のホームページ（募集・お知らせ）からダウンロードができる。【ホームページアドレス <http://www.pref.miyazaki.lg.jp/>】

※資料の郵送を希望する者は、本要領4にある担当課まで問い合わせること。

6 参加資格等

この企画提案競技に参加しようとする者の満たすべき要件は次のとおりとする。

- (1) 令和2年宮崎県告示第115号に規定する資格を有する者（以下「有資格者」という。）で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目が電算業務であり、かつ、この公告の日から企画提案競技終了の日までの間に本県から入札参加資格停止の措置を受けていない者であること。
- (2) 要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（以下これらを「申立て」という。）がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けているものは、申立てがなされていない者とみなす。
- (5) 上記（1）に規定する資格を有さない者で、企画提案競技への参加を希望する者は、次のとおり資格を得るための申請を行うこと。

ア 申請書類の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当

宮崎市橘通東2丁目10番1号（宮崎県庁1号館1階）

電話：0985-26-7208

イ 申請書類の受付

令和3年6月7日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで）とする。

7 スケジュール（予定）

| | |
|------------------|--------------|
| 公 告 | 令和3年5月28日（金） |
| 事業者説明会 | 令和3年6月3日（木） |
| 参加申込書受付期限 | 令和3年6月7日（月） |
| 質問書受付期限 | 令和3年6月11日（金） |
| 企画提案書提出期限 | 令和3年6月18日（金） |
| 第1次審査結果通知 | 令和3年6月22日（火） |
| 第2次審査（プレゼンテーション） | 令和3年6月29日（火） |
| 第2次審査結果通知 | 令和3年7月2日（金） |

8 事業者説明会

- (1) 日時 令和3年6月3日（木）午後2時から
- (2) 場所 宮崎県防災庁舎 防72号室（宮崎市橘通東2丁目10番1号）
- (3) 申込 本要領4へ、電子メールで令和3年6月1日（火）午後3時までに申し込むこと。
なお、事業者説明会への参加申込様式は特に定めないが、所属会社名、連絡先及び参加予定者の氏名を明記すること。
- (4) 備考 この説明会への参加は任意とする。

9 参加申込書の提出

本企画提案競技に参加を希望する者は、次のとおり参加申込を行うこと。

- (1) 提出場所 本要領4の場所
- (2) 提出期限 令和3年6月7日(月)午後5時(必着)
- (3) 提出方法 持参、送付又は電子メール

※送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。

(4) 提出書類

- ア 参加申込書(様式第1号)
- イ 代理人を選定した場合にあつては、委任状(様式第2号)

(5) その他

- ア 電子メールで参加申込書及び委任状を送付した者は、企画提案書提出時に原本を提出すること。
- イ 送付又は電子メールにより参加申込書を受け付けた場合には、県技術企画課から電話確認の連絡を行うので、申込み日翌日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)までに連絡が無い場合には技術企画課に問い合わせること。
(6月7日に参加申込書を提出した者は、当日中に技術企画課に対して電話で提出状況の確認を行うこと。)
- ウ 参加申込書の提出後に、企画提案競技を辞退する場合は、辞退届(様式第3号)を持参又は郵送により提出すること。なお、企画提案書が提出期限までに提出されなかった場合は、辞退届が提出されたものとみなす。
なお、今回の企画提案競技への参加辞退については、今後、宮崎県が実施する企画提案競技の審査に影響を及ぼすものではない。

10 質問及び回答

(1) 質問

ア 質問の提出方法

本業務に関し質問がある場合は、質問書(様式第4号)を以下により提出すること。

- ① 提出方法は電子メール(gijutsukikaku@pref.miyazaki.lg.jp)とすること。
- ② 件名は「宮崎県総合評価落札方式入札システムデジタル化業務に係る質問」とすること。

イ 受付期限

令和3年6月11日(金)午後5時まで

(2) 回答

質問者に対し質問受付日翌日から起算して土日を除く原則3日以内に回答するものとする。ただし、仕様書等の変更に係る回答については、参加申し込みを提出したすべての者に回答するものとする。

11 企画提案書の作成及び提出

(1) 企画提案書（様式第5号）

ア 審査基準表の各項目に従って提案内容を分かりやすく記載し、印刷物を10部（正本1部、副本9部）提出すること。副本には企業名やロゴマーク及び製品名等、提出者が特定できるようなものは一切記載しないこと。なお、共同企業体の場合は、会社概要及び実績については、社ごとに提出すること。また、正本と同一内容をPDFファイルとして記録した電子データ（CD-ROM）1枚を提出すること。

イ A4版で作成すること。ページ数に制限は設けない。必要であれば、A3版を折りたたんで使用しても良い。

ウ 仕様書に記載されていない独自の提案については、その内容が分かるようにタイトル等を工夫すること。

エ 日本語で表記すること。（専門用語については、必要に応じて用語解説を添付すること）

オ 通し番号を振り、目次を付けること。

カ 本目的を達成するにあたり、本業務の発注者に求める作業及び資料等について記載すること。

キ 企画提案書の著作権は、提案者に帰属する。

なお、企画提案書の記載に際し、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。

(2) 見積書

ア 見積書には仕様書「6 業務内容」ごとに積算内容を明記すること。様式は任意とする。

イ 見積金額の表示は、税抜き金額、消費税及び地方消費税額、合計額を明記すること。

(3) 保守運用に係る見積書

令和5年度以降の保守運用の年間経費について、税抜き金額、消費税及び地方消費税額、合計額を積算内容とともに明記すること。様式は任意とする。

なお、次の点に留意すること。

ア 今回の企画提案競技で選定された最優秀提案者と令和5年度以降の契約を締結することを確定するものではないこと。

イ 令和5年度以降の保守運用契約を締結する場合、契約内容及び契約金額については、協議の上、変更する可能性があること。

(4) その他の書類

会社概要や本業務の実施に関して参考となる資料があれば提出すること（パンフレット、リーフレットを添付する場合は、10部提出すること）。なお、企業名やロゴマーク及び製品名等、提出者が特定できるようなものは一切記載しないこと。

(5) 提出

ア 提出先 本要領4のとおり

イ 提出期限 令和3年6月18日（金）午後5時（必着）

ウ 提出方法 持参、郵送又は電子メールにより提出

※提出された企画提案書等は、提出後、内容を変更できない。

※送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。

12 審査

審査は「宮崎県総合評価落札方式入札システムデジタル化業務選定委員会」(以下「委員会」という。)において、別紙評価項目表に基づき行うものとし、その方法は原則として次のとおり第1次審査(書類審査)と第2次審査(対面審査)を実施する。ただし、参加者が少数である場合等、委員会が必要ないと認めたときには、第1次審査は行わないこととする。

(1) 第1次審査(書類審査)

ア 内容

企画提案競技参加者の企画提案書を審査し、優良提案を3件程度選定する。

イ 選定期間

令和3年6月22日(火)実施予定

ウ 選定結果の通知

企画提案競技参加者に対し電子メール及び書面により通知する。

(2) 第2次審査(対面審査)

ア 内容

第1次審査で選定された企画提案競技参加者は、企画提案書を基にプレゼンテーションを実施し、最優秀の企画提案競技参加者を選定する。

イ 場所

宮崎県庁舎内

ウ 選定期間

令和3年6月29日(火)実施予定

エ 時間

説明時間20分以内、質疑10分以内とする。

オ 説明者等

審査会場への入場者は3名以内とする。主たる説明者を1名、主たる説明者を補助する者を2名以内とし、主たる説明者は当該業務の主任担当者とする。

カ 選定結果の通知

企画提案競技参加者に対して電子メール及び書面により通知する。

キ その他

第2次審査の詳細については、第1次審査の選定結果と併せて通知する。

希望があればプロジェクター、スクリーンを各1台準備するが、パソコンや追加のプロジェクター、スクリーン、インターネット回線等が必要な者は各自で準備すること。

※プレゼンテーションはWeb会議形式に変更する場合がある。

(3) 非選定理由に関する事項

第1次審査及び第2次審査で非選定の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に、書面(様式は自由)により、宮崎県知事に対して非選定理由について説明を求めることができる。

(4) 非選定理由の説明に関する事項

宮崎県知事は、(3)の非選定理由の説明を求められたときは、説明を求めることができる最終

日の翌日から起算して10日以内に書面により回答する。

(5) 提案者が1者の場合の取扱い

提案者が1者の場合でも採点を行い、受託能力の有無を判断する。

13 契約

- (1) 最優秀提案を行った者（以下「最優秀提案者」という。）と業務委託に関する詳細について協議の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定（性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。）により、予算の範囲内で随意契約を行う。
- (2) 最優秀提案者との協議が整わず契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けて協議する。
- (3) 本業務を担当する予定の業務主任技術者及び業務担当技術者が本業務を担当できなくなった場合、契約を締結しないことがある。
- (4) 提案された企画の著作権は、企画提案書の提出者に帰属するが、採用された企画提案書の使用権は、県に帰属する。

14 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

15 企画提案の無効

次のいずれかに該当する者の企画提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者又は最優秀提案者決定までに本要領6の要件を満たさなくなった者
- (2) 参加申込書、企画提案書に虚偽の記載をした者
- (3) 2件以上の企画提案をした者
- (4) 本要領9（2）の提出期限までに参加申込書を提出しなかった者
- (5) 本要領11（5）イの提出期限までに企画提案書を提出しなかった者
- (6) 自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案した者
- (7) 2人以上の代理人をした者
- (8) 企画提案書及び見積書について、金額、指名、印影若しくは重要な文字の誤脱した、又は不明な提案をした者

16 その他

- (1) 本委託業務の企画提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提案者から提出された書類は返却しない。なお、県は、提出された書類について、本企画提案競技以外の目的で提案者に無断で使用しない。
- (3) 本企画提案競技の参加により、県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- (4) 本委託業務による成果品については、必要に応じて公開するものとする。
- (5) 見積額については、県と最優秀提案者で協議の上、協議が整った場合に再度見積書を求める。
- (6) この要領の定めのない事項については、宮崎県財務規則による。